

令和6年度 芦別市看護師修学資金貸与制度募集要項

制度の目的

「芦別市看護師修学資金貸与制度」は、将来、市立芦別病院において看護師の業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与することにより、看護師の確保に資することを目的としています。

I 申請から貸与まで

1 貸与対象者

保健師助産師看護師法の規定に基づく看護師の大学、学校又は養成所（以下「看護師学校等」という。）に在学している者又は看護師学校等への入学手続が完了している者で、将来、市立芦別病院において看護師の業務に従事しようとする者

2 貸与額

月額10万円以内（1万円単位で申請できます）

3 貸与期間

入学する月から看護師学校等を卒業する月までで申請のあった期間において、毎月1か月分を原則として各月10日に貸与します。ただし、正規の修業期間に限ります。

4 募集人員

2人

5 募集期間

3月15日（金）まで ※ただし、この時点で募集人員（2人）に満たない場合には、当該募集人員に達するまで随時受付をします

6 提出する書類

修学資金の貸与を希望する場合は、7の申請手続の流れを参照の上、市立芦別病院事務課総務係宛てに次の書類を提出してください。

(1) 修学資金貸与申請書（様式第1号）

- ・連帯保証人2人の署名が必要です。

このうち1人は親又はこれに代わる者

もう1人は上記以外の者で独立の生計を営む成人

- (2) 戸籍謄本
- (3) 履歴書（市販のもの）
- (4) 在学証明書又は入学を証する書類
- (5) 健康診断書（身長、体重、血圧、胸部X線、尿検査、視力検査ほか）
 - ・直近3か月以内であれば、看護師学校等で受けた定期診断の診断書でも結構です。

7 申請手続の流れ

- (1) 上記書類のうち、(1)、(3)及び(4)を提出してください（郵送でも可）。
- (2) 提出された書類を審査し、別途面接をする予定ですが、具体的な日時は追って本人に通知します。

なお、申請者が20歳未満の場合は、面接の際、原則として連帯保証人となる親（又はこれに代わる者）の同席をお願いします。

- (3) 面接時に貸与に当たっての留意点などを説明し、貸与の意向が確認できた場合は、上記の残りの書類（(2)及び(5)）を提出してください（郵送でも可）。
- (4) 提出されたすべての書類を審査し、面接による選考の結果、貸与の可否決定を行い、その結果を各自に通知します。

なお、申請者数が募集人員を超えているときは、募集期間内に(3)までを完了した申請者の中から2人を選考します。

- (5) 貸与の決定通知を受けた者は、これを受けた日から令和6年3月31日までに連帯保証人2人と連署及び押印のうえ、病院事業管理者と契約を締結します。

Ⅲ 貸与契約後の参考事項

1 貸与額の変更

契約を締結した後、貸与額は貸与を受ける期間の年度ごとに変更することができます。ただし、変更しようとする年度の初日の10日前（前年度の3月20日頃）までに申請が必要です。

2 借用証書の提出

毎年3月10日から3月31日までの間に、その年度に貸与を受けた修学資金の借用証書を提出しなければなりません。ただし、3の(1)に記載の貸与の取消し又は3の(2)に記載の貸与の休止があった場合は、その通知から20日以内に提出することとなります。

3 貸与の取消し等

(1) 貸与の取消し

次のいずれかに該当する場合は、貸与の決定を取り消し、貸与契約を解除します。

- ア 退学したとき。
- イ 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- ウ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- エ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- オ 死亡したとき。
- カ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(2) 貸与の休止

休学若しくは留年し、又は停学の処分を受けたときは、復学又は進級するまでの間貸与は休止します。ただし、留年した場合に限り、卒業することを確約する書類を提出することで留年期間中でも貸与を受けられる場合があります。

(3) 貸与の一時保留

8の(1)に記載の健康診断書及び学業成績証明書を正当な理由がなく提出しないときは、貸与を一時保留することがあります。

4 返還の債務の免除

(1) 全部免除

次のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務の全部を免除します。

- ア 看護師の免許を取得後、1か月以内に当院の業務に従事を開始した場合であって、その従事する期間が、修学資金の貸与を受けた期間（貸与されなかった期間を除く）に達したとき。
- イ アに規定する市立芦別病院に従事する期間（以下「病院従事期間」という）中に死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき。
- ウ 看護師学校等に在学中に死亡したとき。

(2) 一部免除

病院従事期間が修学資金の貸与を受けた期間に達する前に当院の業務に従事しなくなったときは、貸与を受けた期間のうち病院従事期間と同一となる期間分について返還免除します。

5 返還

次の事由が生じた場合、その翌月から起算して、貸与を受けた期間の2分の1に相当する期間内に、貸与された修学資金を返還していただきます。

- (1) 3の(1)による貸与契約を解除されたとき。
- (2) 看護師の免許を取得後、1か月を超えて当院の業務に従事しないとき。
- (3) 病院従事期間が修学資金の貸与を受けた期間に満たないとき。

6 返還の猶予

災害、傷病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難となった場合は、返還の猶予を受けることができます。

7 延滞利息

正当な理由がなく修学資金の返還が遅延した場合、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、年14.5%の延滞利息を徴収します。

8 届出等

(1) 健康診断書及び学業成績証明書の提出

原則として毎年4月15日頃までに、健康診断書にあつては直近3か月以内のものを、学業成績証明書にあつては前学年度末における学業成績を証する書面を提出しなければなりません。

(2) 住所などの変更

貸与中又は返還中に、次のいずれかに該当する場合は、直ちに届け出なければなりません。

ア 氏名又は住所を変更したとき。

イ 退学したとき。

ウ 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

エ 休学若しくは留年し、又は停学の処分を受けたとき。

オ 復学し、又は留年後進級したとき。

カ 連帯保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。

キ 連帯保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定、その他の事情によりその適性を失ったとき。

修学資金制度に関する問合せ先及び申請書の送付先

市立芦別病院 事務部事務課総務係

〒075-8501 北海道芦別市本町14番地

電話 0124(22)2701

E-mail: bysoumu@city.ashibetsu.hokkaido.jp

※申請書は、市立芦別病院ホームページからダウンロードできます。

URL <https://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/docs/5222.html>